

～地方での本社機能の移転・拡充を
検討されている事業者の皆様へ～

地方拠点強化税制

- ◆ 事務所・研究所・研修所の新增設、賃借等が対象です。
- ◆ 税制措置以外にも金融支援措置等があります。

内閣府地方創生推進事務局



本社機能の移転・拡充で 様々な優遇措置を受けることができます

本社機能(特定業務施設)とは

事務所



全社的な業務を行うもの又は複数の事業所に対する業務を行うもの
※調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門のいずれかのために使用されるもの

研究所



事業者による研究開発において重要な役割を担うもの

研修所



事業者による人材育成において重要な役割を担うもの

- **工場や店舗は対象になりませんが、業種に制約はありません。**
- **登記簿上の「本店」である必要はありません。**

(留意事項)

- ✓ 施設の場所や名称で判断するのではなく、行われている業務が本社機能の業務に該当するかどうかで判断されます。
- ✓ 同一建物において特定業務施設と特定業務施設以外の業務施設が混在する場合、特定業務施設となる部分を明確に区分します。
- ✓ 同一人物又は同一部署が分類上、複数の部門に関する業務を行っている場合は、主たる業務が特定業務施設で行われる業務部門に属するかどうかで判断されます。

認定事業者が受けられる支援措置

○ 特定業務施設の新設又は増設に関する課税の特例（オフィス減税）

認定事業者が、特定業務施設の新設又は増設に際して取得等した建物等の資産に係る法人税等の特別償却又は税額控除のいずれかの適用を受けることができます。

○ 特定業務施設において従業員を雇用している場合の課税の特例（雇用促進税制）

認定事業者が、特定業務施設において新たに雇い入れた従業員等に係る法人税等の税額控除の適用を受けることができます。

○ 中小企業基盤整備機構による債務保証

認定事業者が、事業の実施に必要な資金を調達する際に発行する社債及び金融機関からの借入れに対して、中小企業基盤整備機構が債務保証を行います。※債務保証審査は、中小企業基盤整備機構の審査に基づき決定します。

○ 地方税の不均一課税

認定事業者は、事業税（移転型事業のみ）、不動産取得税、固定資産税について、地方税の軽減措置を受けることができる場合があります。地方税の軽減措置を受けることができるかどうかは、移転・拡充先となる都道府県又は市町村にお問い合わせください。

○ 政府系金融機関（日本政策金融公庫）による低利融資制度

認定事業者（中小企業者*のみ）が、事業の実施に必要な設備資金及び運転資金について、政府系金融機関（日本政策金融公庫）が低利融資を行います。 ※融資審査は、日本政策金融公庫の審査に基づき決定します。

* 中小企業者は、株式会社日本政策金融公庫法に定義される中小企業者をいいます。

特定業務施設整備計画の申請・要件について

本社機能(事務所・研究所・研修所)の移転・拡充に伴う支援措置を受けるためには、移転・拡充先となる都道府県知事に対して地方活力向上地域特定業務施設整備計画(以下「整備計画」という。)を申請し、認定を受けることが必要です。

移転・拡充先となる地域は、三大都市圏*以外の地域で、都道府県において設定されているため、移転・拡充先となる都道府県にお問い合わせください。(P 7を参照)

*詳細はURLでご確認ください。 <http://ritti.net/iten/>

申請・認定フロー



①事業者が都道府県知事に申請

- 事業者は整備計画を作成し、当該計画を開始する前(着工前)に移転・拡充先となる都道府県知事(地域再生計画の認定を受けている都道府県)に申請します。

(注)当該計画を開始する前(着工前)に都道府県知事から「認定」を受ける必要がありますので、余裕を持って申請してください。

【添付書類】

- ①定款及び登記事項証明書、②貸借対照表、損益計算書及び財産目録、③常時雇用する従業員数を証する書類、④その他参考となる事項を記載した書類

②都道府県知事による認定

- 都道府県による審査があり、要件等を満たすことで認定されます。

【認定を受けるための要件】

- ①移転・拡充先となる都道府県の認定地域再生計画に適合すること
⇒本社機能(事務所・研究所・研修所)の整備(新設、増設、賃借、用途変更)であること等

- ②整備する本社機能において、従業員数が10人(中小企業者*5人)以上増加すること。

移転型事業については、過半数が東京23区からの転勤であること。

*中小企業者とは、中小企業等経営強化法に定義する中小企業者をいいます。

(注)平成29年度から特定業務施設における新規採用者の一部を、東京23区からの転勤者とみなすことができるようになりました。詳細は都道府県にお問い合わせください。

- ③円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

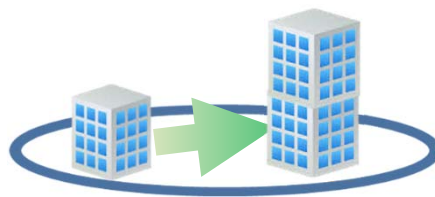
➤税制上の支援措置を受ける場合は、諸要件を満たす必要があります。

③事業者が整備計画の実施状況を都道府県知事に報告

- 事業期間は都道府県知事から認定を受けた日から5年以内ですが、地域再生計画の期間を超えすることはできません。その間、認定された整備計画の実施状況について、都道府県知事に報告する必要があります。

地方の本社機能を拡充したい【拡充型事業】

- 【例】 ✓地方に本社を置く企業がその本社を増築。
 ✓東京23区以外の地方で主力生産工場がある地域に
 研究所を新たに建設。



オフィス減税

特定業務施設の取得価額に対し、**特別償却15%又は税額控除4%**

適用要件	【対 象】 特定業務施設の建物・建物附属設備・構築物 【取得価額】 2,000万円以上(中小企業者*1,1,000万円以上)
適用期間	平成30年3月31日までに移転・拡充先となる都道府県知事の認定が必要 ※認定日の翌日以後2年を経過するまでに取得し、事業の用に供する必要があります。
限度額	税額控除を活用する場合、当期法人税額等の20%
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 同一建物内に特定業務施設以外の業務部門(工場等)を有する場合の設備投資額は、原則として、特定業務施設に係る部分のみを床面積按分により算出することになります。 ✓ 例えば、親会社が取得した特定業務施設に子会社が入居し、事業の用に供した場合は対象とならないため注意が必要です。

雇用促進税制

特定業務施設における増加雇用者に対して**次の金額の合計を税額控除**
 (ただし、法人全体の増加雇用者数を上限)

I	無期雇用かつフルタイムの要件を満たす新規雇用者 ⇒1人あたり60万円(法人全体の雇用者増加率が10%未満の場合:30万円)
II	①他の事業所からの転勤者 ②新規雇用者数の4割に達するまでの非正規*2の新規雇用者 ⇒1人あたり50万円(同:20万円)
III	新規雇用者数の4割を超える部分の非正規*2の新規雇用者 ⇒1人あたり40万円(同:10万円)
適用要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 適用年度中に雇用保険一般被保険者の数が5人(中小企業者*12人)以上増加 ✓ 適用年度及びその前事業年度中に事業主都合による離職者がいないこと ✓ 適用年度における「支払給与額」が、その前事業年度よりも、一定以上増加等
適用期間	平成30年3月31日までに移転・拡充先となる都道府県知事の認定が必要
限度額	雇用促進税制とオフィス減税合わせて当期法人税額の30%

*1 中小企業者とは、租税特別措置法に定義される中小企業者を言います。

*2 本制度において、非正規とは無期雇用又はフルタイムでない者を言います。

地方に本社機能に移転したい【移転型事業】

- 東京23区から地方に本社機能に移転する場合は、**拡充型事業より深掘りした税制上の支援措置の適用を受けることができます。**

- 【例】
- ✓東京23区に本社を置く企業が地方都市に新社屋を建設し本社を移転。
 - ✓東京の主力生産工場がある地域に研究所を新たに建設し、東京本社から研究開発機能に移転。



オフィス減税

特定業務施設の取得価額に対し、**特別償却25%又は税額控除7%**

適用要件	【対 象】 特定業務施設の建物・建物附属設備・構築物 【取得価額】 2,000万円以上(中小企業者*1,000万円以上)
適用期間	平成30年3月31日までに移転先となる都道府県知事の認定が必要 ※認定日の翌日以後2年を経過するまでに取得し、事業の用に供する必要があります。
限度額	税額控除を活用する場合、当期法人税額等の20%
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ✓同一建物内に特定業務施設以外の業務部門(工場等)を有する場合の設備投資額は、原則として、特定業務施設に係る部分のみを床面積按分により算出することになります。 ✓例えば、親会社が取得した特定業務施設に子会社が入居し、事業の用に供した場合は対象とならないため注意が必要です。

雇用促進税制

①特定業務施設における増加雇用者に対して**1人あたり最大60万円税額控除**
(ただし、法人全体の増加雇用者数を上限) (拡充型事業と同様の支援措置)

②上記①に加え、東京23区からの転勤者を含む特定業務施設の増加雇用者**1人あたり30万円の税額控除を追加**
(②は最大3年間継続。ただし、特定業務施設の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した年以降は不適用)

適用要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓適用年度中に雇用保険一般被保険者の数が5人(中小企業者*2人)以上増加 ✓適用年度及びその前事業年度中に事業主都合による離職者がいないこと ✓適用年度における「支払給与額」が、その前事業年度よりも、一定以上増加等
適用期間	平成30年3月31日までに移転・拡充先となる都道府県知事の認定が必要
限度額	雇用促進税制とオフィス減税合わせて当期法人税額の30%

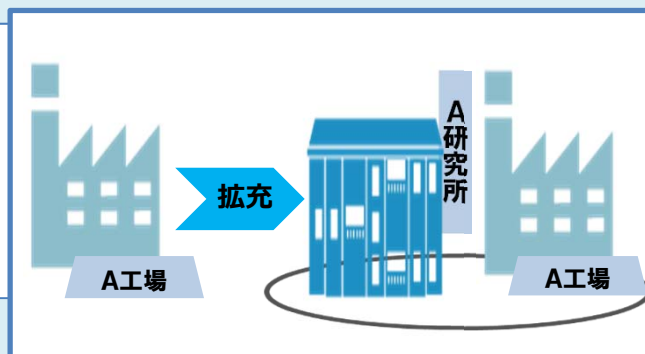
	1年目	2年目	3年目	初年度 1人最大 90万円 3年間 1人最大150万円
①	最大60万円			
②	30万円	30万円	30万円	

* 中小企業者とは、租税特別措置法に定義される中小企業者をいいます。

地方拠点強化税制利用の具体的なケース

拡充型事業の具体例

- A県に主力生産工場がある企業が、工場敷地内に研究所を建設。
- 研究所の建設に当たって、建物等に10億円の設備投資。
- 研究所の従業員として、30名の**無期雇用かつフルタイムの者**を新規採用。

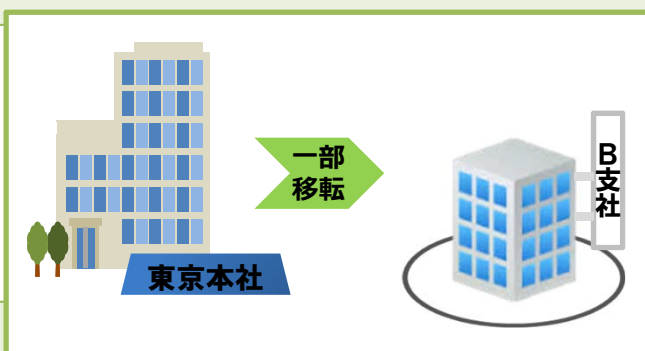


<減税額：5,800万円>

- ✓ オフィス減税 4,000万円 (10億円×4%) ※税額控除を適用した場合
- ✓ 雇用促進税制 1,800万円 (60万円×30人)

移転型事業の具体例

- 東京23区に本社のある企業が、B県に新社屋を建設し、本社機能の一部を移転。
- 新社屋の建設に当たって、建物等に5億円の設備投資。
- 新社屋の従業員として、東京本社から30名が転勤、B県で20名の**無期雇用かつフルタイムの者**を新規採用。



<減税額：9,200万円>

- ✓ オフィス減税 3,500万円 (5億円×7%) ※税額控除を適用した場合
- ✓ 雇用促進税制 5,700万円 (※①+②)

(※) ① 60万円×20人=1,200万円

② 30万円×50人×3年=4,500万円

(注) 課税の特例を受けるためには、諸要件を満たす必要があります。

その他の支援措置【拡充型事業・移転型事業】

日本政策金融公庫による低利融資

認定事業者(中小企業者*のみ)は、事業の実施に必要な設備資金や運転資金について、政府系金融機関(日本政策金融公庫)から低利融資を受けることができます。

項目		内容
対象事業者		整備計画の認定を受けた事業者
貸付限度額		7億2,000万円(うち運転資金2億5,000万円)
貸付利率	設備資金	・特別利率(2億7,000万円まで) ・基準利率(2億7,000万円を超える部分)
	運転資金	基準金利
貸付期間	設備資金	20年以内(うち据置期間2年以内)
	運転資金	7年以内(うち据置期間2年以内)

* 中小企業者とは、株式会社日本政策金融公庫法に定義される中小企業者をいいます。

地方税の不均一課税

認定事業者は、事業税(移転型事業のみ)、不動産取得税、固定資産税について、地方税の減税措置を受けることができる場合があります。

留意事項

地方税の不均一課税を受けることができるかどうかについては、移転・拡充先となる各都道府県又は各市町村にお問い合わせください。

中小企業基盤整備機構による債務保証

認定事業者が事業の実施に必要な資金を調達する際に発行する社債及び金融機関からの借り入れに対して、中小企業基盤整備機構が、債務保証を行います。

留意事項

中小企業基盤整備機構の審査に基づき決定されるため、詳細については中小企業基盤整備機構にお問い合わせください。

地方拠点強化税制 都道府県の窓口一覧

都道府県名	担当部署	TEL
北海道	経済部産業振興局産業振興課	011-204-5328
青森県	商工労働部商工政策課	017-734-9366
岩手県	商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室	019-629-5563
宮城県	経済商工観光部産業立地推進課	022-211-2733
秋田県	産業労働部産業集積課	018-860-2250
山形県	商工労働観光部工業戦略技術振興課	023-630-3127
福島県	商工労働部企業立地課	024-521-7882
茨城県	企画部地域計画課	029-301-2732
栃木県	産業労働観光部産業政策課	028-623-3202
群馬県	産業経済部産業政策課企業誘致推進室	027-226-3326
埼玉県	産業労働部企業立地課	048-830-3800
千葉県	商工労働部企業立地課	043-223-2444
新潟県	産業労働観光部産業立地課	025-280-5247
富山県	商工労働部立地通商課	076-444-3244
石川県	商工労働部産業立地課	076-225-1517
福井県	産業労働部企業誘致課	0776-20-0375
山梨県	産業労働部企業立地・支援課	055-223-1472
長野県	産業労働部産業立地・経営支援課	026-235-7193
岐阜県	商工労働部企業誘致課	058-272-8370
静岡県	経営管理部地域振興局地域振興課	054-221-2362
愛知県	産業労働部産業立地通商課	052-954-6372
三重県	雇用経済部企業誘致推進課	059-224-2024
滋賀県	商工観光労働部企業誘致推進室	077-528-3792
京都府	商工労働観光部産業立地課	075-414-4848
大阪府	商工労働部成長産業振興室立地・成長支援課	06-6210-9482
兵庫県	産業労働部産業振興局産業立地室	078-362-4154
奈良県	産業・雇用振興部企業立地推進課	0742-27-8813
和歌山県	商工観光労働部企業立地課	073-441-2748
鳥取県	商工労働部立地戦略課	0857-26-7220
島根県	商工労働部企業立地課	0852-22-5295
岡山県	産業労働部企業誘致・投資促進課	086-226-7374
広島県	商工労働局県内投資促進課	082-513-3376
山口県	商工労働部企業立地推進課	083-933-3145
徳島県	政策創造部総合政策課	088-621-2196
香川県	政策部地域活力推進課商工労働部企業立地推進課	087-832-3355
愛媛県	企画振興部地域振興局地域政策課	089-941-2111
高知県	商工労働部企業立地課	088-823-9693
福岡県	商工部企業立地課	092-643-3441
佐賀県	産業労働部企業立地課	0952-25-7097
長崎県	産業労働部企業振興課	095-895-2657
熊本県	商工観光労働部新産業振興局企業立地課	096-333-2328
大分県	商工労働部企業立地推進課	097-506-3246
宮崎県	商工観光労働部企業立地推進局企業立地課	0985-26-7573
鹿児島県	商工労働水産部産業立地課	099-286-2967

※平成29年4月1日時点において、地域再生計画が認定されている道府県の担当課のみ掲載しています。

地方拠点強化税制 窓口一覧

関係機関相談先

- ✓ 雇用促進計画の作成・確認などについて⇒主たる事務所を管轄する労働局
またはハローワーク
- ✓ 税額控除制度について⇒最寄りの税務署

関係省庁連絡先

- ✓ 地域再生法に関するお問い合わせ先
内閣府 地方創生推進事務局
TEL 03-5510-2474
- ✓ 地方拠点強化税制全般及びオフィス減税に関するお問い合わせ先
経済産業省 地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課
TEL 03-3501-0645
- ✓ 雇用促進税制に関するお問い合わせ先
厚生労働省 職業安定局 雇用政策課
TEL 03-3502-6770
- 地方拠点強化税制に関するガイドライン、Q & A等
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/index.html>